

泉大津市観光グルメマップ作製業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、2025年大阪・関西万博及び大阪IRを控え、今後増えると予想されるインバウンド観光客の市内周遊及び市内飲食店の利用促進を図ることを目的に、泉大津市観光グルメマップ（以下「マップ」という。）を作製する。

本業務に最適な事業者の選定を行うため、価格のみの競争によらず、企画力や技術力等の点から公募型プロポーザルを採用し実施する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

泉大津市観光グルメマップ作製業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 業務の内容

別添の「泉大津市観光グルメマップ作製業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 予算限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

4 参加資格

- (1) 参加申出書の提出時点で、令和5・6年度泉大津市入札参加有資格業者であること及び入札参加停止期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続または再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の許可決定または再生計画の許可決定がなされてきていること。
- (5) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。

5 プロポーザル実施スケジュール

公募開始	令和5年10月27日（金）
参加表明書提出期間	令和5年10月27日（金） ～令和5年11月10日（金）午後5時
質疑書提出期間	令和5年10月27日（金） ～令和5年11月2日（木）正午
質疑書回答日	令和5年11月6日（月）
企画提案書等提出期間	令和5年11月13日（月） ～令和5年11月20日（月）午後5時
辞退届提出期限	令和5年11月20日（月）午後5時
書類審査	令和5年11月下旬
結果通知・結果公表	令和5年12月上旬 予定
契約締結	令和5年12月上旬 予定

6 参加申し込み

「4 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出願います。

なお、参加表明書等の提出がない場合は、企画提案書等を受け付けませんので留意願います。

(1) 提出書類

書類	紙媒体	P D F
参加表明書（様式1）	1部	各1部
会社概要書（様式2）	1部	
業務実績書（様式3）	1部	

※業務実績書に記載の契約案件に係る契約書の写しを添付してください。（添付する契約書に開示することができない項目がある場合は、当該部分を黒塗りして提出してください）

(2) 提出期間

令和5年10月27日（金）午前9時～11月10日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法及び提出先

下記のア・イの両方を提出すること

ア 紙媒体

持参又は郵送により提出

（〒595-8686 泉大津市東雲町9-12 泉大津市政策推進課）

イ PDF

電子メールにて提出

(政策推進課メールアドレス seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp)

(4) 提出書類作成の留意事項

提出された参加表明に関する書類の修正及び変更は認めません。また、書類は返却しません。

(5) プロポーザルに関する質問及び回答

質問がある場合は「質疑書(様式4)」を提出してください。

ア 提出期間

令和5年10月27日(金)～令和5年11月2日(木)正午(必着)

イ 提出方法

- ・質疑書(様式4)に質疑内容等の必要事項を記載し、電子メールに添付し「政策推進課」へ提出してください。
- ・電子メールの件名は【プロポーザルに関する質問(会社名)】としてください。
- ・電子メール以外での質問には回答いたしません。

(政策推進課メールアドレス seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp)

ウ 質問への回答

令和5年11月6日(月)に市ホームページへ掲載し、個別に回答はしません。

7 企画提案

(1) 提出書類

書類	紙媒体	PDF
企画提案提出書(様式5)	1部	各1部
企画提案書(様式6)	6部	
企画提案作品(マップのデザインや配置、WEB版の掲載イメージが分かるもの)(任意様式)	6部	
作業工程表(任意様式)	1部	
見積書(任意様式)	1部	

- ・企画提案は1社1案とします。
- ・会社名や会社のロゴマーク等、作成者が特定される表示は一切しないでください。
- ・提出された企画提案に関する書類の修正及び変更は認めません。また、書類は返却しません。
- ・提案内容は全て事業者自ら実現できる範囲のものとし、できるだけ具体的に記載してください。また、本要領「8 審査等について」を参考に応募者としての作製方針やアピールポイントを明記してください。
- ・見積書における合計金額は、履行期間の総額を記載し、金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載してください。

(2) 提出方法及び提出先

「6 参加申し込み」の「(3) 提出方法及び提出先」と同様です。

(3) 提出期間

令和5年11月13日（月）午前9時～令和5年11月20日（月）午後5時（必着）

※なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合、辞退したものとみなします。

8 審査等について

審査事項に係る評価項目及び評価点は、以下のとおりとする。

算定項目	審査内容	配点
業務実績	過去の業務実績。 (同種業務実績件数×2点) + (類似業務実績件数×1点)	10
見積金額	提案内容に対する積算額は妥当か。 配点(10点) × (最低見積金額/当該事業者見積金額)	10
デザイン企画内容	見やすく、手に取りやすいデザインとなっているか。	30
編集企画内容	・掲載店舗の選定方法について ・観光スポット及び飲食店の掲載情報について ・本市の観光スポット、飲食店の魅力を発信し、誘客が期待できる内容となっているか。	20
企画の独自性	仕様書に記載されていない魅力的な独自提案がなされているか。	30
配点合計		100
評価点合計 (配点合計点×5人)		500

同種業務及び類似業務とは、次のものを作成する業務とする。

- ・同種業務：行政や観光振興を目的として法人化された公益的団体が発行した観光マップ、グルメマップ
- ・類似業務：上記以外の団体等が発行した観光マップ、グルメマップ、市町村広報紙、各種施設のパンフレット・リーフレット、文化財冊子、スポーツ等のイベントの記念誌等

9 契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、泉大津市プロポーザル審査委員会設置条例に基づき設置される『泉大津市観光グルメマップ作製業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）』の審査において、次により決定します。なお、企画提案者が1者の場合でも審査を行い、契約候補者としての可否を決定しますが、評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、契約候補者として認めません。

ア プレゼンテーションは実施せず、「8 審査等について」に基づき、企画提案書類のみをもって総合的な評価を行い、最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を契約の候補者とします。

イ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、契約候補者を決定します。

ウ 審査における評価や採点に関する異議は受けません。

- (2) 提案書類審査
令和5年11月下旬 ※予定
- (3) 結果通知について
審査対象者に対して、審査結果を通知します。
- (4) 審査結果の公表について
前述の審査を経て、契約候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を、市ホームページで公開します。

10 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が予算限度額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

11 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。

12 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合があります。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できません。

13 契約について

(1) 契約方法

- ア 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、本業務の契約候補者（随意契約）となります。
- イ 契約の締結は、本市が設定する予定限度額の範囲内で、契約候補者と交渉を行います。
- ウ 契約候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は契約候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定限度額の範囲内で、次の順位の者と交渉します。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

契約候補者と市が業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなします。

(3) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(4) 契約保証金

契約保証金額は、契約金額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券とする）を納付する。ただし、泉大津市財務規則第116条各号のいずれかに該当するとき

は、これを免除とします。

14 その他

- (1) 本件プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合があります。
- (2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を令和5年11月20日（月）午後5時までに、政策推進課へ提出してください。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はありません。

15 問合せ先

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号
泉大津市政策推進部政策推進課
TEL：0725-33-1131（代表）
E-mail seisaku@city.izumiotsu.osaka.jp

附則

この要領は、令和5年10月27日から施行し、業者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。